

令和3年9月27日（月）

## 令和3年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和3年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、9番：國仲和男委員、10番：川満里志委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に  
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願い致します。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は5件でございます。  
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から5番は、別紙参考資料1ページから5ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして  
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、友利の博愛漁港の北側700㎡に位置し、譲渡人が農業できないとのことで、譲受人が農業経営の規模拡大でハーベスタ等所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、七又の風力発電所の北側400㎡に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、佐和田漁港から白鳥向け300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、友利公民館からインギヤー向けのアマガールの隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願い致します。

津波古推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、マティダ通りのしまむら駐車場とコーポつばさの北側に位置し、譲受人は妻と一緒に農業経営でのサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願い致します。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から5番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、5件でございます。受付番号6番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号6番から10番は、別紙参考資料6ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野線の山中信号機から川満集落向けに位置し、譲受人は機械等を所有してかぼちゃ・ピーマン・なす等の栽培です。

議長： 次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は、福山集落の東側1 Kmに位置し、譲受人はカボチャ・枝豆作栽培です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古空港の北側に位置し、前耕作者が耕作放棄してありましたので、譲受人が開墾して、ハーベスター等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は、西平安名崎の漁港向けの三叉路に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号10番の説明をいたします。場所は、海中公園駐車場の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、6番委員 12番委員

**砂川委員：**

受付番号6番の解除条件付3条賃貸借の説明をお願いします。

**国仲事務局：**

会社等が土地を借り受けする場合に適格法人と一般法人とがあり、借り受けした土地をきれいに耕作していなければ解除しますということです。

**久保委員：**

解除する権利は誰が行うんですか。

**国仲事務局：**

農業委員事務局又は両方（譲渡人・譲受人）双方であります。

**議長：** ほかに質疑ありませでしょうか。

**委員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号6番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号11番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から13番は、別紙参考資料11ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号11番と12番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、狩俣線の四島の主の墓（島尻集落入口）に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

受付番号12番の説明をいたします。場所は、大浦集落の東側に位置し、譲受人はマンゴー栽培です。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

**上地推進委員：**

受付番号13番の説明をいたします。場所は棚根入口バス停の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してゴーヤー栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号11番から13番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は1件でございます。受付番号14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番は、別紙参考資料14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号14番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。  
受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野資源リサイクルセンターの南側に位置し、譲受人はマンゴー作栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**島尻推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、保良集落の北西に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、県営上野団地の平良向け十字路の北側に位置し、譲受人はカボチャ作栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は2件でございます。 受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和3年9月8日(水)に調査委員として芳山会長、9番：国仲委員、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主事、仲間さんの7名で現地調査。日程は午前9時30分から午後3時50分まで現地調査、午後4時から4時20分まで事務局にて調査内容調整会議、9月15日の内部審査会での4条申請6件、5条申請12件、合計18件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、ティダファーム多良間の東側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、古謝食堂の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの北側800㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、株式会社千代田開発の東側70㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、宮古空港前の日本レンタカーの東側 450 ㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 6 議案第 5 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 7 議案第 6 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、12 件でございます。受付番号 1 番から 12 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号 1 番から 12 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 47 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、東洋建設コンサルタントの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松中学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、A コープ佐良浜店の西側・市営鯖置団地の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、原野・段差等に囲まれた周辺農地 10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、ファッションセンターしまむらの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地 10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

国仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下地・川満の湧泉家の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野ガーラバル公民館の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、流通産経の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、オーシャン・シギラセキュリティ宮古の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、城辺小学校の南側 60 ㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 10 番と 11 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号 10 番と 11 番の説明をいたします。場所は、インギヤーの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、原野・段差等に囲まれた周辺農地 10 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 10 番と 11 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、宮古島海中公園の西側・七光湾の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地 1 0 ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 7 議案第 6 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 8 議案第 7 号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、6 件でございます。受付番号 1 番から 6 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。9月7日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、砂山向けの下崎公民館の南側に位置し、申請地は岩盤等が多く、農地として利用できないため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。9月9日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、Aコープ城辺店から南西400mに位置し、長年農地利用がなく高木が生い茂り、農地としての利用がないため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号3番の説明をいたします。9月9日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、Aコープ城辺店から南西400mに位置し、長年農地利用がなく高木が生い茂り、農地としての利用がないため非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号4番の説明をいたします。9月14日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、嘉手苅集落の北側に位置し、長年農地利用がなく、原野状態であるため非農地相当と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号5番の説明をいたします。9月14日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、下地駐在所の左側に位置し、長年農地利用がなく、高木が生い茂り農地利用ができないため非農地相当と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号6番の説明をいたします。9月3日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、長浜公民館（長濱多目的施設）の北側350㎡に位置し、相続当時から沖縄本島に住み、申請地は雑木等が生い茂り農地としての利用がない状態ですので非農地相当と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )  
宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 ( 委員の発言 )

委 員： 発言なし

議 長： 各地区農地パトロールについての報告を各推進委員の方々に報告していただきます。

松川事務局：

9月3日から14日までの期間内で遊休農地・非農地パトロールを各地区推進委員の方々に農地パトロールを実施して報告する取組を行い、11月中旬に那覇市で不在者地主との相談会に対応するための農地パトロールでありますので、パトロールを実施して報告して下さるようお願いいたします。

議 長： 各地区代表農地パトロール実施報告

各地区推進委員： 各地区のパトロールについて調査報告を行う。

議 長： ありがとうございました。

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和3年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和3年9月27日

会 長 芳 山 辰 巳  
9 番 委員 國 仲 和 男  
10 番委員 川 満 里 志

